

問題 1

1 ×

従来努力義務であった、地域包括支援センターの設置者による自己評価を通じた事業の質の向上が義務づけられ、自ら実施する事業の質の「評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない」とされたのは、2017（平成29）年の介護保険制度改正である。

2 ×

第2号被保険者の保険料について各医療保険者に賦課される介護給付費・地域支援事業支援納付金の額は、従来加入者の数によって決定していたが、2017（平成29）年の介護保険制度改正により、総報酬割となった。なお、これは被用者保険（国民健康保険以外）での導入となった。

3 ○

2020（令和2）年の介護保険制度改正により、市町村が地域支援事業を行うに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとされた。

4 ×

一定以上の所得（合計所得金額が220万円以上かつ、「年金収入＋その他合計所得金額」が単身世帯で340万円以上（単身で年金収入のみの場合は、344万円以上に相当）、夫婦世帯で463万円以上）のある第1号被保険者について、利用者負担割合が2割から3割になったのは、2017（平成29）年の介護保険制度改正である。

5 ○

2020（令和2）年の介護保険制度改正により、都道府県介護保険事業支援計画について、介護給付等対象サービス等に従事する者の業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項ならびに有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する登録住宅（サービス付き高齢者向け住宅）のそれぞれの入居定員総数について定めるよう努めるものとされた。

解答 3・5

問題 2

介護保険法第2条には、保険給付を行ううえで配慮すべき事項、すなわち、保険給付の基本的理念として、以下の事項が定められている。

- ① 要介護状態・要支援状態の軽減・悪化防止（第2条第2項）
- ② 医療との連携への十分な配慮（第2条第2項）
- ③ 被保険者の選択に基づく適切なサービスの総合的・効率的な提供（第2条第3項）
- ④ 多様な事業者・施設によるサービスの提供（第2条第3項）
- ⑤ 居宅における自立した日常生活の重視（第2条第4項）

(介護保険)

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

1 ○

第2条第4項に、「有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」という文言がある。

2 ○

第2条第3項に、「被保険者の選択に基づき」という文言がある。

3 ×

第2条には、「認知症に関する知識の普及及び啓発」という文言はない。第5条の2第1項に、「国及び地方公共団体は、認知症（中略）に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない」という規定がある。

4 ○

第2条第2項に、「要介護状態等の軽減又は悪化の防止」という文言がある。

5 ×

第2条には、「国民の共同連帯の理念」という文言はない。第1条に、「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」という規定がある。

解答 1・2・4